### ○静岡市附属機関設置条例

平成30年3月20日 条例第17号 改正 平成30年12月13日条例第79号 平成31年3月20日条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

- 第2条 市の執行機関及び公営企業管理者(以下「執行機関等」という。)の附属機関として、 別表第1に掲げる附属機関を設置する。
- 2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を 設置する。
- 3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を 処理するための附属機関(設置期間が1年以内のものに限る。)を設置する。
- 4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則(公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。)で定める。

(所掌事務)

- 第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。 (組織)
- 第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。
- 2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要があると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。
- 4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

(委員)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する 調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (会長等)
- 第6条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、会長等は、別表第1 及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。
- 2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。
- 4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。
- 5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。
- 2 附属機関は、委員(臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員(臨時委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

- 第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める 事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。
- 2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。
- 3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機 関の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機 関に諮って定める。 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1)静岡市行財政改革推進審議会条例(平成15年静岡市条例第24号)
  - (2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例(平成27年静岡市条例第86号)
  - (3) 静岡市生涯学習推進審議会条例(平成20年静岡市条例第12号)
  - (4) 静岡市保健所運営協議会条例(平成15年静岡市条例第162号)
  - (5) 静岡市精神保健福祉審議会条例(平成18年静岡市条例第37号)
  - (6) 静岡市食育推進会議条例(平成19年静岡市条例第18号)
  - (7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例(平成28年静岡市条例第19号)
  - (8)静岡市水防協議会条例(平成15年静岡市条例第292号)
  - (9) 静岡市小学校及び中学校通学区域審議会条例(平成15年静岡市条例第263号)
  - (10) 静岡市スポーツ推進審議会条例(平成15年静岡市条例第121号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に別表第1に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の附属機関等」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第1の附属機関(以下「新附属機関」という。)の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同の期間とする。
- 4 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の 委員の定数及び構成は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、 それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、 審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附 則(平成30年12月13日条例第79号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (委員の任期の特例)
- 2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例 の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に委嘱される静岡市都市景観表彰選考委員 会の委員の任期は平成32年3月31日までとし、施行日以後最初に委嘱される静岡市立清水病 院経営計画評価会議の委員の任期は同年10月31日までとする。

## 別表第1 (第2条から第6条まで関係)

(平30条例79・平31条例5・一部改正)

## 1 市長

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市行財政改革	市の行財政の改善合理化	10人以内	1 市の行財政	2年	委員の互
推進審議会	について調査審議し、又は		に関し優れた		選により
	市長に意見を述べること。		識見を有する		定める者
			者		
			2 市民		
静岡市政策・施策外	静岡市自治基本条例(平成	10人以内	1 学識経験を	2年	委員の互
部評価委員会	17年静岡市条例第1号)第		有する者		選により
	24条第1項の規定に基づ		2 市民		定める者
	き、市の政策及び施策につ				
	いて評価すること。				
静岡市入札監視委	建設工事及び建設業関連	5人以内	学識経験を有す	2年	委員の互
員会	業務に関する入札及び契		る者		選により
	約の過程並びに契約の内				定める者
	容の透明性の確保並びに				
	本市における政府調達に				
	関する協定 (平成7年条約				
	第23号) の対象となる契約				
	に係る苦情について調査				
	審議すること。				
静岡市女性活躍ブ	静岡市女性活躍ブランド	7人以内	1 関係団体を	委嘱の日	委員の互

ランド認定審査委	の認定の申請があった商		代表する者	から同日	選により
員会	品又は製品の認定、認定内		2 市職員	の属する	定める者
	容の変更の承認及び認定			年度の末	
	の取消しについて審査す			日まで	
	ること。				
静岡市多文化共生	多文化共生に係る基本的	14人以内	1 多文化共生	2年	委員の互
協議会	施策及び重要事項につい		に関し優れた		選により
	て審議すること。		識見を有する		定める者
			者		
			2 関係団体を		
			代表する者		
			3 外国籍を有		
			する者等であ		
			って、市内に1		
			年以上連続し		
			て居住する者		
静岡市協働パイロ	社会的課題の解決及び公	4人以内	1 市民活動に	1年	委員の互
ット事業審査委員	益の増進に寄与する事業		関し優れた識		選により
会	を市民と市が役割を分担		見を有する者		定める者
	して試行的に実施する協		2 市職員		
	働パイロット事業の企画				
	内容について審査し、候補				
	を選考し、及び実施につい				
	て助言すること。				
静岡市三保松原保	静岡市世界遺産三保松原	8人以内	学識経験を有す	2年	委員の互
全活用計画推進専	保全活用条例(平成26年静		る者		選により
門委員会	岡市条例第137号)第6条				定める者
	第1項の世界遺産三保松				
	原保全活用計画の実施状				
	況の検証及び施策の改善				
	等について専門的な見地				

	から審議すること。				
静岡市芸術文化奨	静岡市創造及び交流によ	5人以内	1 学識経験を	委嘱の日	委員の互
励賞審査委員会	りまちの活力を生み出す		有する者	から当該	選により
	文化の振興に関する条例		2 芸術文化関	審査が終	定める者
	(平成28年静岡市条例第		係者	了する日	
	21号) 第17条に基づく顕彰			まで	
	について審査すること。				
静岡市美術品等審	寄贈の申出のあった美術	3人以内	学識経験を有す	委嘱の日	委員の互
查委員会	品等についてその美術的		る者	から当該	選により
	な価値を審査すること。			審査が終	定める者
				了する日	
				まで	
静岡市生涯学習推	市の生涯学習に関する施	15人以内	1 生涯学習に	2年	委員の互
進審議会	策について調査審議し、又		関し優れた識		選により
	は市長に意見を述べるこ		見を有する者		定める者
	と。		2 市民		
静岡市地域包括支	介護保険法 (平成9年法律	15人以内	1 学識経験を	2年	委員の互
援センター運営協	第123号)第115条の46第1		有する者		選により
議会	項に規定する地域包括支		2 保健医療関		定める者
	援センターの設置、運営及		係団体を代表		
	び評価、地域包括ケアシス		する者		
	テム並びに日常生活圏域		3 福祉関係団		
	の設定に関する事項につ		体を代表する		
	いて調査審議すること。		者		
			4 市民		
静岡市老人ホーム	老人福祉法 (昭和38年法律	10人以内	1 医師	2年	委員の互
入所判定委員会	第133号)第11条第1項第		2 養護老人ホ		選により
	1号の規定による養護老		ーム及び特別		定める者
	人ホームへの入所措置及		養護老人ホー		
	び同項第2号の規定によ		ムの施設を代		

	る特別養護老人ホームへ		表する者		
	の入所措置の要否につい		3 保健所長		
	て審査すること。		4 市職員		
静岡市認知症対策	1 認知症施策の推進に	15人以内	1 学識経験を	2年	委員の互
推進協議会	関する事項について調		有する者		選により
	査審議すること。		2 認知症施策		定める者
	2 認知症施策の推進に		に関係する医		
	係る関係機関及び関係		療、福祉及び介		
	団体との連絡調整を図		護に係る事業		
	ること。		を実施する団		
			体の代表者		
			3 市民		
静岡市認知症初期	1 認知症が疑われる者、	15人以内	1 学識経験を	2年	委員の互
集中支援チーム検	認知症である者及びそ		有する者		選により
討委員会	の家族に対し早期に関		2 認知症施策		定める者
	わる認知症初期集中支		に関係する医		
	援チームの効果的な配		療、福祉及び介		
	置等について調査審議		護に係る事業		
	すること。		を実施する団		
	2 認知症施策に関係す		体の代表者		
	る関係機関及び関係団		3 市民		
	体との連絡調整を図る				
	こと。				
静岡市在宅医療・介	1 在宅医療及び在宅介	15人以内	1 学識経験を	2年	委員の互
護連携協議会	護の連携の推進に関す		有する者		選により
	る事項について調査審		2 医療又は介		定める者
	議すること。		護に関する事		
	2 在宅医療及び在宅介		業を実施する		
	護の連携の推進に係る		団体の代表者		
	関係機関及び関係団体		3 市民		
	との連絡調整を図るこ				

	٤.				
静岡市特別養護老	老人福祉法第20条の8第	8人以内	1 医療又は介	2年	市職員
人ホーム整備運営	1項の市町村老人福祉計		護に関し優れ		
事業者選考委員会	画に基づき、特別養護老人		た識見を有す		
	ホームを整備し、及び運営		る者		
	させるべき者の選考につ		2 市職員		
	いて審査すること。				
静岡市青少年育成	青少年の健全育成を推進	15人以内	1 青少年の保	2年	委員の互
センター運営委員	することを目的として実		護及び育成に		選により
会	施する静岡市青少年育成		関係のある機		定める者
	センター事業の運営につ		関の職員		
	いて調査審議すること。		2 青少年の保		
			護及び育成に		
			関係のある団		
			体の構成員		
			3 市民		
静岡市児童虐待事	1 児童がその心身に著	5人以内	児童虐待に関し	2年	委員の互
例検証委員会	しく重大な被害を受け		優れた識見を有		選により
	た児童虐待の事例につ		する者		定める者
	いて検証すること。				
	2 児童虐待の再発防止				
	のための方策を検討す				
	ること。				
静岡市障害者福祉	障害者の日常生活及び社	5人以内	1 学識経験を	2年	市職員
施設等整備運営事	会生活を総合的に支援す		有する者		
業者選考委員会	るための法律 (平成17年法		2 福祉関係団		
	律第123号) 第88条第1項		体を代表する		
	の市町村障害福祉計画及		者		
	び児童福祉法 (昭和22年法		3 市職員		
	律第164号)第33条の20第				

	1項の市町村障害児福祉				
	 計画に基づき、障害者福祉				
	  施設等を整備し、及び運営				
	させるべき者の選考につ				
	いて審査すること。				
静岡市保健所運営	地域保健法 (昭和22年法律	13人以内	1 学識経験を	2年	委員の互
協議会	第101号)第11条の規定に		有する者		選により
	基づく保健所の所管区域		2 関係団体を		定める者
	内の地域保健及び保健所		代表する者		
	の運営に関する事項の審				
	議をすること。				
静岡市精神保健福	精神保健及び精神障害者	15人以内	1 学識経験を	3年	委員の互
祉審議会	福祉に関する法律(昭和25		有する者		選により
	年法律第123号)第9条第		2 精神障害者		定める者
	1項の規定に基づく精神		の医療に関す		
	保健及び精神障害者の福		る事業に従事		
	祉に関する事項の調査審		する者		
	議をし、又は市長に意見を		3 精神障害者		
	述べること。		の社会復帰の		
			促進又はその		
			自立と社会経		
			済活動への参		
			加の促進を図		
			るための事業		
			に従事する者		
静岡市精神障害者	1 精神保健及び精神障	5人以内	1 精神障害者	2年	委員の互
保健福祉手帳及び	害者福祉に関する法律		の医療に関す		選により
自立支援医療費支	第45条に規定する精神		る事業に従事		定める者
給認定判定会	障害者保健福祉手帳の		する医師		
	交付の可否及び専門的		2 静岡市ここ		
	な知識及び技術を必要		ろの健康セン		

	とする障害等級の判定		ター条例(平成		
	を行うこと。		16年静岡市条		
	2 障害者の日常生活及		例第94号)第2		
	び社会生活を総合的に		条に規定する		
	支援するための法律第		静岡市こころ		
	52条第1項に規定する		の健康センタ		
	支給認定 (精神障害者に		ーに勤務する		
	係るものに限る。)の適		医師		
	否についての判定を行				
	うこと。				
静岡市食育推進会	食育基本法 (平成17年法律	15人以内	1 学識経験を	2年	委員の互
議	第63号) 第33条第1項に基		有する者		選により
	づく市町村食育推進計画		2 食育の推進		定める者
	の作成及びその実施の推		に関係する団		
	進について調査審議する		体を代表する		
	こと。		者		
			3 市民		
			4 国の関係地		
			方行政機関の		
			職員		
			5 市職員		
静岡市予防接種健	予防接種法(昭和23年法律	6人以内	1 市内の医師	2年	委員の互
康被害調査委員会	第68号)に基づく予防接種		会を代表する		選により
	その他の市が実施する予		者		定める者
	防接種に関連して発生し		2 小児の感染		
	た健康被害について調査		症又はアレル		
	審議すること。		ギー疾患につ		
			いて精通して		
			いる医師		
静岡市難病患者在	1 要支援難病患者に係	7人以内	1 難病治療に	2年	委員の互
宅療養支援計画策	る在宅療養支援計画の		従事する医師		選により

定・評価委員会	策定、評価及び改善につ	2 難病患者等		定める者
	いて調査審議すること。	に係る医療又		
	2 要支援難病患者に係	は福祉に関す		
	る在宅療養支援計画の	る事業に従事		
	円滑な実施を推進する	する者		
	ための関係機関との協	3 関係行政機		
	力について調査審議す	関の職員		
	ること。			
静岡市診療用放射	医療法(昭和23年法律第	4人以内 診療用放射線の	2年	委員の互
性同位元素(RI)審	205号)第15条第3項の規	防護に関し優れ		選により
查委員会	定による届出に係る診療	た識見を有する		定める者
	用放射性同位元素を使用	者		
	する施設等の構造設備の			
	法令適合性について審査			
	すること。			
静岡市衛生検査所	1 臨床検査技師等に関	4人以内 検査の精度管理	2年	委員の互
精度管理専門委員	する法律 (昭和33年法律	に関し優れた識		選により
会	第76号) 第20条の3第1	見を有する者		定める者
	項の規定により登録を			
	受けた衛生検査所の検			
	査の精度管理に関し市			
	長に助言すること。			
	2 衛生検査所の実態の			
	分析を行うこと。			
	3 臨床検査技師等に関			
	する法律第20条の5の			
	規定に基づく立入検査			
	に同行し、検査の精度管			
	理面の指導監督を行う			
	こと。			
	4 市長が衛生検査所に			

	対して指示を行う際に				
	助言すること。				
静岡市医療安全推	1 医療法第6条の13第	8人以内	1 学識経験を	2年	委員の互
進協議会	1項に規定する医療安		有する者		選により
	全支援センターの運営		2 医療関係団		定める者
	方針及び業務内容につ		体を代表する		
	いて調査審議すること。		者		
	2 医療の安全の確保に		3 市民		
	係る関係機関及び関係				
	団体との連絡調整を図				
	ること。				
静岡市立清水病院	静岡市立清水病院の経営	6人以内	1 病院の経営	2年	委員の互
経営計画評価会議	計画における取組状況に		に関し優れた		選により
	ついて評価すること。		識見を有する		定める者
			者		
			2 市民		
静岡市立清水病院	医療法施行規則(昭和23	13人以内	1 学識経験を	2年	静岡市立
地域医療支援委員	年厚生省令第50号) 第9条		有する者		清水病院
会	の19第2項の規定に基づ		2 医師		長
	き、地域における医療の確		3 地域医療を		
	保のために必要な支援に		受ける者の関		
	係る業務に関し、当該業務		係団体の代表		
	が適切に行われるために		者		
	必要な事項を審議し、又は		4 静岡市立清		
	必要に応じて静岡市立清		水病院長		
	水病院の管理者に意見を		5 市職員		
	述べること。				
静岡市立静岡看護	静岡市立静岡看護専門学	4人以内	1 看護関係団	1年	委員の互
専門学校関係者評	校に係る教育活動及び学		体を代表する		選により
価会議	校運営について評価する		者		定める者

	こと。		<ul><li>2 生徒の保護者</li><li>3 地方独立行政法人静岡市立静岡病院の職員</li></ul>		
	静岡市立清水看護専門学	4人以内			委員の互
	校に係る教育活動及び学		体を代表する		選により
価会議	校運営について評価する		者		定める者
	こと。		2 生徒の保護		
			者		
			3 市職員		
静岡市廃棄物処理	廃棄物の処理及び清掃に	5人以内	学識経験を有す	2年	委員の互
施設設置等に係る	関する法律 (昭和45年法律		る者		選により
専門家会議	第137号)に基づく一般廃				定める者
	棄物処理施設又は産業廃				
	棄物処理施設の設置又は				
	変更の許可に関し、生活環				
	境の保全について専門的				
	な見地から調査審議する				
	こと。				
静岡市生物多様性	生物多様性基本法 (平成20	9人以内	学識経験を有す	2年	委員の互
地域戦略専門家検	年法律第58号)第13条第1		る者		選により
討委員会	項の生物多様性地域戦略				定める者
	の推進について学術的及				
	び専門的な見地から調査				
	審議すること。				
静岡市中央新幹線	中央新幹線の建設事業に	5人以内	中央新幹線の建	2年	委員の互
建設事業影響評価	より生ずる環境等に関す		設事業により生		選により
協議会	る影響について専門的な		ずる影響に関し		定める者

	見地から調査審議するこ		優れた識見を有		
	Ł.		する者		
静岡市大規模小売	大規模小売店舗の立地に	8人以内	大規模小売店舗	2年	委員の互
店舗立地審議会	係る周辺地域の生活環境		の立地により生		選により
	の保持に関する事項につ		ずる影響に関し		定める者
	いて専門的な見地から調		優れた識見を有		
	査審議すること。		する者		
静岡市CSR企業表彰	企業の社会的責任を果た	6人以内	1 学識経験を	2年	委員の互
専門委員会	すための活動を自主的に		有する者		選により
	取り組む中小企業等の表		2 経済団体を		定める者
	彰に係る選定基準及び表		代表する者		
	彰の妥当性について専門		3 環境団体を		
	的な見地から調査審議す		代表する者		
	ること。		4 市民団体を		
			代表する者		
静岡市中小企業技	先進的又は独創的な技術	6人以内	1 学識経験を	2年	委員の互
術表彰専門委員会	を持ち、及び意欲的な事業		有する者		選により
	活動を展開する市内の中		2 中小企業を		定める者
	小企業の表彰について審		支援する団体		
	査すること。		を代表する者		
静岡市働き方改革	仕事及び生活の両立、多様	7人以内	1 学識経験を	委嘱の日	委員の互
に資する企業表彰	な人材が活躍できる環境		有する者	から同日	選により
選考委員会	づくり等に向けた取組を		2 労働団体を	の属する	定める者
	推進する企業の表彰につ		代表する者	年度の末	
	いて審査すること。		3 経営者団体	日まで	
			を代表する者		
			4 市職員		
静岡市伝統工芸技	伝統的工芸品の伝承と当	5人以内	1 学識経験を	委嘱の日	市職員
術秀士顕彰審査委	  該産業の発展に功績が顕		有する者	から同日	
四分工员书 田 五女					

	岡市伝統工芸技術秀士の		品	関係団体を代	年度の末	
	指定について審査するこ		表	する者	日まで	
	٤.		3	市職員		
静岡市技能功労者	技術の練磨、後進の育成等	8人以内	1	学識経験を	2年	委員の互
選考委員会	に尽力することにより産		,	有する者		選により
	業の向上に寄与し、又は功		2	技能職団体		定める者
	績のあった者を表彰する			を代表する者		
	静岡市技能功労者の表彰					
	について選考すること。					
静岡市地域産業振	静岡市地域産業振興ブラ	6人以内	1	学識経験を	1年	委員の互
興ブランド認証専	ンド認証事業について、当		7	有する者		選により
門委員会	該認証の妥当性について		2	消費者団体		定める者
	専門的な見地から審議す			を代表する者		
	ること。					
静岡市オクシズ地	静岡市オクシズ地域おこ	23人以内	1	中山間地域	2年	委員の互
域おこし計画推進	し条例(平成27年静岡市条		(	の住民の利益		選により
協議会	例第13号) 第7条第1項の		:	を代表する者		定める者
	静岡市オクシズ地域おこ		2	市民		
	し計画の推進について審					
	議すること。					
静岡市農業振興協	農業振興の基本となる計	9人以内	1	学識経験を	2年	委員の互
議会	画の策定及び推進その他		7	有する者		選により
	農業の振興に係る重要施		2	農業団体を		定める者
	策について審議すること。		/	代表する者		
			3	農業生産者		
			4	関係行政機		
				関の職員		
			5	市民		
静岡市農業振興地	農業振興地域の整備に関	11人以内	1	市内の農業	2年	委員の互
域整備促進協議会	する法律 (昭和44年法律第		+	協同組合を代		選により

	58号) 第8条第1項の農業			表する者		定める者
	振興地域整備計画の策定		2	市内の森林		
	及び管理その他農業の振			組合を代表す		
	興に関することについて			る者		
	調査審議すること。		3	市内の土地		
				改良区を代表		
				する者		
			4	農業委員会		
				を代表する者		
静岡市森林整備計	森林法(昭和26年法律第	9人以内	1	学識経験を	委嘱の日	委員の互
画策定委員会	249号)第10条の5第1項			有する者	から当該	選により
	の市町村森林整備計画の		2	林業関係団	調査審議	定める者
	策定及び変更について調			体を代表する	が終了す	
	査審議すること。			者	る日まで	
			3	木材業関係		
				団体を代表す		
				る者		
			4	林業従事者		
				を代表する者		
			5	国の関係地		
				方行政機関の		
				職員		
			6	静岡県職員		
静岡市都市景観表	静岡市景観条例(平成20	7人以内	1	都市景観に	2年	委員の互
彰選考委員会	年静岡市条例第18号) 第36			関し優れた識		選により
	条に基づく表彰について			見を有する者		定める者
	審査すること。		2	関係団体を		
				代表する者		
			3	市職員		
静岡市交通政策協	交通政策に関する重要事	15人以内	1	学識経験を	2年	委員の互
議会	項について調査審議し、又			有する者		選により

	は市長に意見を述べるこ		2 関係団体の		定める者
	と。		   代表者		
			3 関係行政機		
			関の職員		
			4 市民		
静岡市福祉有償運	道路運送法(昭和26年法律	15人以内	1 福祉有償運	2年	委員の互
送及び公共交通空	第183号)に基づく福祉有		送及び公共交		選により
白地有償運送運営	償運送及び公共交通空白		通空白地有償		定める者
協議会	地有償運送の登録等の必		運送に関し優		
	要性、旅客から収受する対		れた識見を有		
	価その他重要な事項につ		する者		
	いて調査審議すること。		2 一般旅客自		
			動車運送事業		
			に関係する団		
			体の代表者		
			  3 一般旅客自		
			動車運送事業		
			の運転者が組		
			 織する団体の代		
			表者		
			  4 町内会及び		
			自治会の代表		
			者		
			5 福祉関係団		
			体の代表者		
			6 関係行政機		
			関の職員		
			7 市職員		
静岡市自転車等対	自転車、原動機付自転車、	15人以内	1 関係団体を	2年	委員の互
策協議会	普通自動2輪車及び大型		代表する者		選により
	自動 2 輪車の利用者の利		2 関係行政機		定める者

	便の向上及び秩序ある利		関の職員		
	用の促進について調査審		3 市民		
	議すること。				
静岡市公共事業評	1 国からの補助金又は	6人以内	学識経験を有す	2年	委員の互
価委員会	交付金の交付の対象と		る者		選により
	なる市の公共事業につ				定める者
	いて評価すること。				
	2 地域再生法(平成17				
	年法律第24号)第5条第				
	1項の地域再生計画に				
	基づく事業について評				
	価すること。				
静岡市道の駅整備	道の駅の整備に関する計	10人以内	1 道路及び地	委嘱の日	委員の互
検討委員会	画等について調査審議す		域振興に関し	から当該	選により
	ること。		優れた識見を	調査審議	定める者
			有する者	が終了す	
			2 関係団体を	る日まで	
			代表する者		
			3 市民		
静岡市空家等対策	空家等対策の推進に関す	5人以内	学識経験を有す	2年	委員の互
審議会	る特別措置法 (平成26年法		る者		選により
	律第127号)第14条の規定				定める者
	による措置の方針につい				
	て調査審議すること。				
静岡市水防協議会	水防法(昭和24年法律第	17人以内	1 学識経験を	2年	市長
	193号) 第34条第1項本文		有する者		
	の規定に基づく水防計画		2 国の関係地		
	その他水防に関し重要な		方行政機関の		
	事項の調査審議をし、又は		職員		
	同条第2項の規定に基づ		3 静岡県職員		

き、水防に関し関係機関に	4 静岡県警察	
対して意見を述べること。	官	
	5 水防団員及	
	び消防団員	
	6 市職員	

# 2 教育委員会

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市教育職員健	市立学校の教育職員の病	3人以内	医師	1年	委員の互
康審查会	気休暇等の要否、職務復帰				選により
	等の可否その他教育職員				定める者
	の健康管理に関し必要な				
	事項について審査するこ				
	と。				
静岡市立小学校及	市立の小学校及び中学校	10人以内	1 学識経験を	2年	委員の互
び中学校通学区域	に就学する児童及び生徒		有する者		選により
審議会	の通学区域の設定又は改		2 市立の小学		定める者
	廃について審議すること。		校及び中学校の		
			児童及び生徒の		
			保護者		
			3 市民		
			4 市立の小学		
			校及び中学校の		
			校長		
静岡市食教育推進	市立の小学校及び中学校	8人以内	1 学識経験を	2年	教育長
委員会	の食教育の基本となる計		有する者		
	画の策定及び食教育の推		2 市立の小学		
	進を図るための事業につ		校及び中学校		
	いて調査審議すること。		の児童及び生		
			徒の保護者		
			3 教育長		

			4	市立の小学		
			7	校及び中学校		
			,	の校長		
			5	市職員		
静岡市スポーツ推	スポーツ基本法(平成23	15人以内	1	学識経験を	2年	委員の互
進審議会	年法律第78号) 第31条の規		,	有する者		選により
	定に基づくスポーツの推		2	関係行政機		定める者
	進に関する重要事項の調			関の職員		
	 査審議をし、又は教育委員		3	スポーツ団		
	会に意見を述べること。		,	体の代表者		
			4	市民		
静岡市史跡小島陣	史跡小島陣屋跡の整備及	7人以内	1	学識経験を	2年	委員の互
屋跡整備委員会	び活用について審議する		-	有する者		選により
	こと。		2	市民		定める者
静岡市史跡片山廃	史跡片山廃寺跡の整備及	7人以内	1	学識経験を	2年	委員の互
寺跡整備委員会	び活用について審議する		7	有する者		選により
	こと。		2	市民		定める者

# 3 公営企業管理者

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市上下水道事	1 水道事業及び下水道	15人以内	1 学識経験を	2年	委員の互
業経営協議会	事業の事業及び経営に		有する者		選により
	係る基本的な計画の策		2 市民		定める者
	定及び進捗管理につい				
	て調査審議すること。				
	2 水道料金及び下水道				
	使用料について調査審				
	議すること。				

別表第2(第2条から第6条まで関係)

(平30条例79·一部改正)

附属機関 所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等	
-----------	----	-------	----	-----	--

契約の相手方選定	契約の相手方の選定につ	それぞれ	_ 次に掲げる者の	 委嘱の日	委員の互
に係る審査会	いて審査すること。		うちから執行機	から当該	
			関等が必要があ	審査が終	
			ると認めるもの	了する日	
			1 契約に係る	まで	
			業務に関し優		
			れた識見を有		
			する者		
			2 市職員		
指定管理者の選定	指定管理者の選定につい	それぞれ	次に掲げる者の	委嘱の日	市職員
に係る審査会	て審査すること。	の審査会	うちから執行機	から当該	
		ごとに5	関等が必要があ	審査が終	
		人以内	ると認めるもの	了する日	
			1 施設の業務	まで	
			に関し優れた		
			識見を有する		
			者		
			2 市民		
			3 市職員		
指定管理者の評価	指定管理者の業務及び運	それぞれ	次に掲げる者の	委嘱の日	市職員
に係る委員会	営について評価すること。	の委員会	うちから執行機	から当該	
		ごとに5	関等が必要があ	評価が終	
		人以内	ると認めるもの	了する日	
			1 施設の業務	まで	
			に関し優れた		
			識見を有する		
			者		
			2 市民		
			3 市職員		
静岡市立こども園	市立のこども園の運営を	それぞれ	次に掲げる者の	委嘱の日	委員の互
の移管先の選考に	移管する法人の選考につ	の委員会	うちから市長が	から当該	選により

係る委員会	いて審査すること。	ごとに7	必要があると認	審査が終 定める者
		人以内	めるもの	了する日
			1 こども園の	まで
			運営に関し優	
			れた識見を有	
			する者	
			2 運営を移管	
			する市立のこ	
			ども園の園児	
			の保護者	
			3 町内会及び	
			自治会を代表	
			する者	